

改正資金決済法に基づく利用者様への提供事項

1. 前払式支払手段の保有者（利用者）の保護のための制度として、資金決済に関する法律第14条第1項に基づいて、前払式支払手段の基準日未使用残高（毎年3月31日・9月30日時点における未使用残高で、同法第3条第2項に定める方法により算出）の2分の1以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資産保全することが義務付けられています。

これを受け、弊社は事業の破綻によって弊社が発行する前払式支払手段を利用することができなくなることによって生じるリスクから保有者（利用者）の皆様を保護するために、基準日未使用残高の2分の1以上の金額を大阪法務局に供託しています。

2. 保有者（利用者）の皆様には、資金決済に関する法律第31条の規定に基づき、こちらの供託金から、前払式支払手段に係る債権に関して、弊社に対する他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利がございます。

3. 弊社は前払式支払手段の盗難、紛失または滅失等により、保有者（利用者）に生じた損失について、一切その責を負わないものとします。

（「ギフトチェック」に適用）